平成27年1月1日発行（毎月1回1日発行）第53巻第1号通巻649号

消防新時代をデザイン

近代消防

THE FIREFIGHTER

1

JAN 2015
No.649

新春特別増大号

〈特別企画〉阪神・淡路大震災から20年

消防法施行令の一部を改正する政令等の概要

消防力の整備指針及び
消防水利の基準の改正について

本誌内容見本

お申込などのご案内は、
裏面にご覧ください。

特別付録
消防ダイアリー
2015年版

全国消防最前線85

双葉地方広域市町村圏組合消防本部

新設救助訓練塔供用開始式及び演習査閲に参加した皆さん

浪江消防署の皆さん

川内出張所

楢葉分署

富岡消防署の皆さん

浪江消防署臨時庁舎の皆さん

消防指令センター

精鋭で柔軟な組織形成により消防力を強化

―双葉地方広域市町村圏組合消防本部―

双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下、「双葉消防」という。）は、福島県双葉郡の広野町・楢葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村の６町２村（管内面積は865.12㎢）を職員119名で管轄している。

双葉消防管内は、平成23年３月11日に発生した東日本大震災による福島第一原発の事故の影響で、１消防本部２消防署１分署を閉鎖し、２つの出張所に転戦するなど、消防体制を大きく変化させざるを得なかった。震災から３年８か月経過した同消防本部の馬場有消防長事務取扱（浪江町長・双葉地方広域市町村圏組合筆頭副管理者）及び大和田仁次長をはじめ、幹部の方々にお話を伺った。

馬 場　有
双葉地方広域市町村圏組合消防長事務取扱

管内の８割が避難指示区域

本誌　貴消防本部の管轄人口や避難者の人数などをお聞かせください。

馬場有消防長事務取扱　当消防本部の管轄人口は、東日本大震災の直前である平成23年３月１日現在では７万2,675人でしたが、平成26年９月１日現在では６万5,725人となっており、約１割の住民が震災後に住民票を管轄外に移しています。また、避難者は６万6,602人、うち県内避難者が４万9,828人、県外避難者が１万6,774人となっています。避難指示が解除された広野町と川内村の帰還者は計2,293人で管内の総人口比約3.5％という状況です。しかし、福島第一原発、福島第二原発、広野火力発電所やその他の事業所で働く人や、除染・復旧・復興作業員などが入域するため昼間は約２万人が管内に入っています

管内の31.9％が帰還困難区域、13.2％が居住制限区域、34.9％が避難指示解除準備区域となっており、一般区域は20.0％の割合になっています。つまり管内の８割が避難指示区域という現状にあります。楢葉町が平成27年度に一般区域になることを目指していますが、その他の町村については、しばらく現状のままという見通しです。

本誌　閉鎖中の消防署所の現状についてお聞かせください。

渡邉敏行総務課長　閉鎖中の署所は、浪江町にある消防本部と浪江消防署、富岡町にある富岡消防署です。

消防本部と浪江消防署の合同庁舎は、経年劣化していたことに加え東日本大震災の地震でかなりの被害が出たことから、今後建て替え整備もしくは大幅な改修工事が必要です。

富岡消防署庁舎も震災による地盤沈下の影響を受け、大幅な改修工事が必要です。また、帰還困難区域にあることから、別の場所に移転することも今後検討しなければなりません。

本誌　東日本大震災前と後の消防体制の変遷についてお聞かせください。

渡邉総務課長　震災前の職員は125名でうち１名が消防学校に派遣となっていました。消防本部13名、浪江消防署が35名、葛尾出張所が11名、富岡消防署が35名、楢葉分署が20名、川内出張所が11名という配置でした。

東日本大震災発生の翌日である平成23年３月12日15時36分に福島第一原発１号機の水素爆発が発生し、18時25分に福島第一原発の半径20km圏内からの避難という総理指示により、同日夜に消防本部と浪江消防署、富岡消防署、楢葉分署を閉鎖しました。消防本部と指揮本部を川内出張所へ、浪江消防署の人員と車両を葛尾出張所へ、富岡消防署及び楢葉分署の人員と車両を川内出張所に移転し、災害対応を継続しました。この時は、葛尾出張所に28名、川内出張所に96名配置し対応しました。

その後、消防本部事務機能は、ＯＡ機器の不具合や通信機器が機能不全の状態にあり、外部との情報途絶

葉消防の新任消防士の紹介②

紹介をお願いします。
防士　25歳、福島県双葉郡出身で現在は、いわき市にます。
葉消防を志望した理由をおございます。
士　前職は警察官でした。震災で緊急消防援助隊の活消防で働きたいと思い志こ。
のような消防士になりたいと思っていますか。
士　住民から信頼される消防士になりたいです。後、双葉郡の復旧・復興が活発化するので、時代消防士になりたいと思っています。

西村 航消防士

主要道路にのぼり旗を設置し、火災予防広っています。

設住宅への訪問

者への対応についてお聞かせください。
課長　各町村民に配布したタブレット端末や（広報誌）を通じて季節に応じた健康管理方したり、管内の様子や消防の活動を紹介したりしています

平成23年９月26日からは、応急仮設住宅へ訪問する「ふれあい巡回訪問事業」を開始し、当時県内92箇所に建設されていた応急仮設住宅の全てを対象に実施しました。仮設住宅からの火災発生の絶無を実現するとともに、避難住民の心に届く消防行政を目指して開始したもので、毎年実施しています。

また、平成24年からは火災による死者が高齢者に集中していることや、孤独死を防止することを目的に一人暮らし高齢者世帯を重点に「直接対話」を心掛けた事業も併せて継続実施しています。

平成26年４月１日時点の応急仮設住宅は福島県内106箇所となっています、訪問事業の展開に際しては、県内消防本部・双葉警察署・各町村役場・各町村消防団・婦人消防隊などの協力をいただいています。

また、各町村が管内・管外で行うイベントについては、積極的に参加しています。管外では、会津若松市、いわき市、郡山市、三春町などで行われたイベントに参加しました。

全国の消防本部を順次訪問させていただきます。

応援をいただけるよう協定を結びました。応援の救急隊は、福島第一原発の敷地の内部には入らず、敷地の外から搬送の中継をしていただくことになります。また、帰還困難区域等での応援活動指針については、県内の消防本部と調整を行っているところです。

日々の警戒活動、予防広報を強化

本誌　日常の警戒活動についてお聞かせください。

金澤消防課長　住民は居住していませんが、日中のみ入域出来る区域があります。住民や除染・復旧・復興作業員等が入域した地域については、退域後に失火による火災に備えて、ポンプ車又は救急車にて巡回警戒を実施しています。平成25年４月からの福島支援全国消防派遣隊を受けたことにより早朝の巡回警戒が実現し、24年に比べ倍以上の回数の巡回警戒を行うことが出来、火災の早期発見体制を取ることが出来ました。

住民の特例宿泊時には全戸訪問を行い、防火のリーフレットを配布し火災予防啓発活動を実施していま

消防法施行令の一部を改正する政令等の概要

消防庁予防課課長補佐　吉　村　　顕

◆皆様の日常業
改正等を、い
の要旨や解説

はじめに

平成26年10月16日に、消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第80号。以下「改正規則」という。）及び火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第24号。以下「火災通報装置基準告示」という。）が公布された。今回の改正は、平成25年10月に発生した福岡市有床診療所火災を踏まえ、病院、有床診療所等についてスプリンクラー設備等を設置しなければならない施設の範囲を拡大するとともに、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正等を行うものである。

本稿では、改正令、改正規則及び火災通報装置基準告示の概要を解説する。なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

改正の背景等

平成25年10月11日、福岡市の有床診療所において火災が発生し、死者10名、負傷者５名を出す惨事となった。

この火災を受け、消防庁では、「有床診療所・病院火災対策検討部会」を設置し、有床診療所・病院等における火災対策について検討を行った。

当検討部会は、火災発生直後の11月から検討を開始し、計６回開催して７月に報告書の取りまとめを行った。関係省庁である厚生労働省、国土交通省及び関係団体である日本医師会等の参画を得て、ソフト・ハードの両面にわたる対策が検討された。

当検討部会での検討では、有床診療所・病院等は、夜間は限られた職員で入院患者の対応に当たっているため、避難が困難な患者が入院している場合、火災時に適切に対応することが非常に難しいことが明らかになった。そのため、防火管理の徹底等のソフト面での対策に加え、スプリンクラー設備等の消防用設備に係る設置基準の強化等のハード面での対策が必要であるとの結論を得た。

このため、消防法施行令（以下「令」という。）等を改正し、病院、有床診療所及び有床助産所について、面積にかかわらず消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置を義務付けるほか、「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」に対して、原則として延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置を義務付けるとともに自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備の連動を義務付けることとした。

改正令、改正規則及び火災通報装置基準告示の概要

1　改正令による改正事項

(1)　令別表第１(6)項イの細分化（令別表第一関係）

令別表第１における病院等の区分について、消防用設備等の設置基準に対応して細分化することとし、①「避難のために患者の介助が必要な病院」（令別表第１(6)項イ(1)）、②「避難のために患者の介助が必要な有床診療所」（同表(6)項イ(2)）、③「①及び②以外の病院・有床診療所及び有床助産所」（同表(6)項イ(3)）及び④「無床診療所及び無床助産所」（同表(6)項イ(4)）をそれぞれ細目として規定することとする。

【改正後の令別表第１(6)項イ（抜粋）】

(6)項イ　次に掲げる防火対象物

(1)　次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）

（i）　診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。）を有すること。

（ii）　医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床又は同項第５号に規定する一般

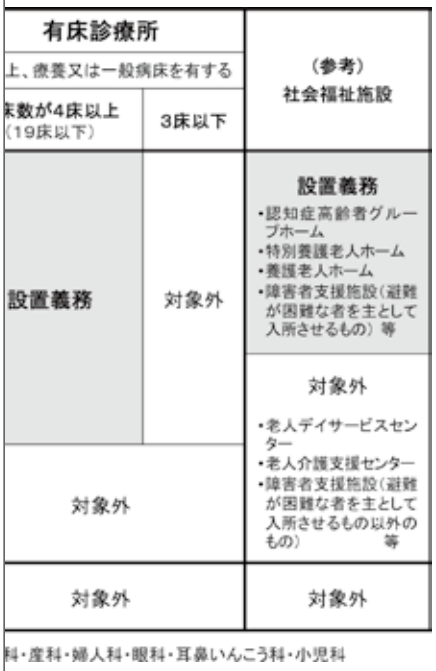

①　屋内消火栓設備の設置基準の強化

従来、屋内消火栓設備の設置に係る面積要件は、主要構造部を耐火構造としたもの等については、原則（令別表第１(6)項に掲げる防火対象物は700㎡）の２倍又は３倍の面積まで緩和されているが、令別表第１(6)項ロに掲げる防火対象物については、通常のスプリンクラー設備の設置を要するもの（改正前：延べ面積が1,000㎡以上のもの）に屋内消火栓設備の設置が義務付けられていた。今回の政令改正において、スプリンクラー設備の設置を義務付ける令別表第１(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物（「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」）については、自力避難が困難な者が多く、初期消火の必要性が高いものと整理できることから、令別表第１(6)項ロに掲げる防火対象物と同様に、通常のスプリンクラー設備の設置を要するものについては、屋内消火栓設備の設置を義務付けることとした。

ただし、スプリンクラー設備の有効範囲内の部分について屋内消火栓設備を設置しないことができるとされている。（令第11条第４項）

内消火栓設備の面積要件の見直し

避難支援に必要な程度の消火性能を有する特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置を許容する小規模施設は、施設の規模等からみて避難容易性があるものと整理できることから、主要構造部を耐火構造としたもの等については屋内消火栓設備の設置を義務付けないこととしている。

今回の政令改正で、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物の面積要件が緩和され、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,000㎡の防火対象物に特定施設水道連結型スプリンクラー設備が設置できることとなったこと（後述１(5)②）に伴い、屋内消火栓設備の面積要件を見直し、「防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分」以外の部分の面積（以下「基準面積」という。）が1,000㎡以上のものに屋内消火栓設備の設置を義務付けることとする。ただし、防火対象物の構造に応じ、２倍又は３倍の面積まで面積要件が緩和された後の面積よりも緩和されることがないよう上限を設けている。

③　動力消防ポンプ設備の設置基準の強化

屋内消火栓設備に係る令第11条第１項第２号及び第２項

務に密接な法令
ち早くその改正
を掲載。

消防力の整備指針及び消防水利の基準の改正について

消防庁消防・救急課

1　これまでの経緯と今回の改正経緯

昭和36年当時、全国各地で市街地大火が頻発していたという時代背景を受け、国としてできるだけ早く市町村の消防力の増強を推進するため、市町村が火災の予防、警戒等を行うために必要最少限度の施設、人員を定めることを目的として「消防力の基準」が制定され、以後、都市構造の変化、消防需要の変化等に対応して、より実態に即した合理的な基準となるよう、数次の改正が行われてきました。

平成12年の全部改正では、「必要最少限度の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」に位置付けが改められるとともに、市町村の自主的決定要素が拡充され、また、平成17年には武力攻撃事態等の新たな事象に対応するため、国民の安全保持に関する基準等を追加し、名称も「消防力の整備指針」に改められました。

一方、消防水利の基準については、消防法第20条第１項に基づき、市町村の消防に必要な最少限度の水利として昭和39年に定められましたが、以後、実質的な改正は行われていない状況です。

こうした状況の中、各種災害に的確に対応できるよう警防戦術及び資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加、救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施体制の充実強化等を、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要があります。

また、平成23年３月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害を受け、消防においても職員、車両、庁舎、消防水利等が被災するなど消防活動に多大な影響が生じたことから、地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図ることが求められています。

これらを踏まえ、平成25年９月に設置した「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会」の検討結果をもとに、多様化する災害から住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするための消防力の充実強化を着実に図っていく必要性から、平成26年10月31日に「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を改正したものです。

2　検討会の開催状況

検討会	WG	議題
［第１回検討会・WG合同会議］ 平成25年19月12日		○消防の現況について ○改正検討項目について
	［第１回WG］ 平成25年11月18日	○「消防力の整備指針〔施設に関する項目〕」の見直しの方向性について
	［第２回WG］ 平成26年11月28日	○「消防力の整備指針〔人員に関する項目〕」及び「消防水利の基準」の見直しの方向性について
	［第３回WG］ 平成26年14月15日	○「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の改正（案）について

	［第２回検討会・WG合 平成26年17月13
	［第３回検討会・WG合 平成26年18月６日《書

3　体制　（敬称略：五十音順　○：ワー

検討会

［座長］	○関澤	愛	東京理科大学大
［委員］	荒井	守	全国消防長会副
	伊藤	英男	危険物保安技術
	大江	秀敏	全国消防長会会
	小川	英雄	静岡県危機管理
	岩田	孝仁	静岡県危機管理
	古口	達也	茂木町長
	○座間	信作	横浜国立大学客
	重川	希志依	常葉大学大学院
	○清水	庄平	立川市長
	田村	圭子	新潟大学危機管
	中川	和之	株式会社時事通
	原	正之	公益財団法人日
	○山口	芳裕	杏林大学医学部

ワーキンググループ

［グループ長］	関澤	愛	東京理科大学大
［委員］	秋山	昭二	財団法人日本消
	佐野	元康	公益財団法人日本消防協会業務部長（H26.4.1～）
	石松	秀喜	北九州市消防局長
	及川	淳之助	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部消防長
	大野	耕司	金沢市消防局長
	小澤	浩子	赤羽消防団副団長
	徳留	壽一	東京消防庁企画調整部長

津波被害を受けた消防署の状況

現場に向かう救急隊員

〈特別企画〉

◆災害詳報や災害を多角的視点で追跡します

阪神・淡路大震災から20年

（前篇）安全神話の崩壊と同時多発災害への対応

減災教育・災害危機管理アドバイザー　加藤　孝一

想定外だった神戸の大地震

災害は常に想定外の連続であり大災害はその極みである。かつて、神戸市民たちの間では「神戸では大きな地震は起きない」と思われていた。事実、神戸はそれまで地震が無い街であった。だが、誰もが漠然と信じて…の無い街こうべ」という安全神話は突然崩れ去…しく想定外の大地震で、後に「阪神・淡路大震…れる歴史的な大地震の発生である。

未曾有の「阪神・淡路大震災」から、間もな…過しようとしている。

この機会に、最も被害の集中した神戸市の事…ながら、被災地で過酷な消防活動を展開した当…団員の姿や、その後の消防・防災事情の変遷な…たい。

被災地の消防職団員などが、身を持って体験…教訓、あるいはその後の復旧復興の歩みを振り返り、次世代に伝えることは、あの震災を体験した全ての消防職団員の使命かもしれない。阪神・淡路大震災以降も大地震が度々発生した。平成23年３月11日㈮に発生した東日本大震災は「千年に一度」といわれるマグニチュード（M）9.0の超巨大地震であった。私たちは、この日本では何時どこで…

神戸市の行政区域

ほどの激しい揺れに襲われ、昭和23年の福井地震を契機に新たに設けられた震度７「激震」が初めて適用された。「震災の帯」は、震源となった淡路島北部の野島断層から離れているが、六甲山地の山沿いに伝わった地震波と、平野の下を伝わった地震波が重なりあい、強い揺れが発生したとみられている。その被害の全体像は徐々に明らかとなっていったが、その惨状が克明に報道されるまでにはタイムラグがあった。

神戸の街は壊滅的な被害の中で沈黙し、情報は遮断されたかのようであった。

当時の村山富市首相が、当日午前中、記者にコメントしたのは社会党の党内問題のことであり、緊張感を感じさせないものであった。その当時の首相官邸には、危機管理担当の宿直者もいなかった。

やがて、神戸市東灘区にある高架式の阪神高速道路神戸線が、約600mにわたって横倒しになっているニュース映像に人々は衝撃を受けた。

高度な耐震設計を誇る新幹線も、山陽新幹線の橋桁（はしげた）が８か所で落下、その他、合計13社の鉄道でも各所で脱線転覆する大きな被害を受けた。市民の通勤通学の足ともなる阪神電車のレールはアメのように曲がった。更に地震に対して安全と信じられていた地下鉄でも神戸高速鉄道の大開駅が陥没した。一方、港町神戸のポートアイランドでは、陸地と島をむすぶ橋が被災し通行不能となり、埋め立て地の港湾施設は至るところで長いひび割れが走っていた。液状化現象により割れ目からは水が噴き出し、一帯は泥まみれで茶色に変色し、周辺には港湾施設の積み荷が散乱した。

建築物・構造物の被災と安全神話の崩壊

この大震災では、突き上げるような強烈な揺れによって短時間で住宅が倒壊したため、多数の生き埋め事故が発生した。この地震で倒壊した家屋は、神戸市を含む被災地全体でおよそ10万棟にも及び、死者・行方不明者6,434人の90

上空から見た長田区の状況

ポートアイランドからの長田区の状況

%近くは、家や家具の下敷きになっての圧死や窒息死であったという。人々が起き出す直前の時間帯に発生したため、自宅で亡くなった人が圧倒的に多かった。２階建の住宅は１階部分が座屈し、その上に２階部分が乗っている倒れ方が多かった。神戸市内ではビルにも大きな被害が発生した。

神戸市中央区では倒壊したビルが繁華街の道路に倒れこみ交通を遮断し、兵庫区では銀行の６階建てビルが、豆腐をつぶしたようにひしゃげた。また神戸市役所２号館の６階部分、神戸市立西市民病院の５階部分も崩壊し死者が発生した。消防庁舎も中央区の３消防署を中心に甚大な被害を生じ、兵庫警察署では１階部分が崩壊し、当直中の警察官が死亡した。初詣で賑わったばかりの生田神社の社殿や鳥居も倒壊して、神社の景観は一変した。

この地震では、東灘区の阪神高速道路が横倒しとなった無残な姿がテレビ画面で度々流され、「安全神話の崩壊」として報道された。「アメリカなど海外の道路と違って日本の高速道路は関東大震災級の地震がきても絶対に倒れない」と、建設官僚がこれまで豪語してきた日本の高速道路…。その安全神話は、もろくも崩れ去った。

街区火災の発生と未曾有の被害状況

地震発生直後から、同時多発的な出火による広域火災にも見舞われた。激しい揺れにより住宅等が倒壊するとともに、その直後に火災が発生した。また、各所でガス管が破損し「シュー」という不気味なガス漏れの音が聞こえた。その漏れたガスが、何かの火源や衝撃で引火爆発し炎上すると、またたく間に隣接住宅等が炎に飲み込まれた。

神戸市長田区では可燃物を扱う工場が古い木造家屋と混在・密集していたため、最も大きな火災被害を受けた。特に長田区菅原市場のアーケードは完全に焼け落ちてしまい、まるで空襲の焼跡のような無残な姿となった。最も焼損面積が大きかった長田区水笠通５丁目周辺の火災では14万2,945㎡が焦土と化した。この地震による最終的な被害

◆毎日の業務の参考となる記事を多数登載

特異火災原因事例シリーズ ㉕

電子レンジから出火した火災

仙台市消防局

1　はじめに

製品火災の原因は、経年劣化によるものや不適切な使用方法によるものまたはリコール製品であることがほとんどである。本火災は、購入後間もない電子レンジから出火したもので、使用方法に問題はなく、リコール等に該当する製品でもなかった。メーカー立会いのもと実施した鑑識の結果を紹介する。

2　火災の概要

(1)　出火日時

平成25年４月某日　12時12分頃

(2)　出火建物

耐火造地上８階地下１階建て複合用途建築物（共同住宅）

(3)　り災状況

共同住宅部分の６階604号室の台所で使用していた電子レンジ１台焼損

3　出火時の状況

(1)　占有者の供述

電子レンジでプラスチック容器に入れたご飯を温めたところ、約２分経過したところで電子レンジの中から煙が出てきた。

通路にある自動火災報知設備の発信機を押して確認すると炎が見えたが、間もなく、管理人が来て消火した。

この電子レンジは学校が備え付けたもので、今回が初めての使用だった。

(2)　通報者（管理人）の供述

１階の管理室にいたところ、自動火災報知設備の警報音が鳴り、表示板で確認した６階に向かうと604号室から煙が出ており、室内に入ると電子レンジが燃えていた。

すぐに電子レンジをベランダに運び、粉末消火器で消火した後、１１９番通報した。

(3)　消防隊現場到着時の状況

事後開知火災であったため、管轄消防署からポンプ隊一隊が出場し、現場到着時にはすでに鎮火していた。製品火災で原因の特定が困難なことが予想されたため、指揮隊の出場を要請した。

4　現場見分状況

は認められない。

また、電子レンジ及び冷蔵庫の電源プラグ及び壁付コンセントにも焼損は認められない。電子レンジは操作パネルが外れて脱落し、樹脂が溶融している。操作パネルが外れた部分から本体内部を見分すると各種配線が焼損している。他の本体各部と庫内及び使用していたプラスチック製容器に焼損はない（**写真１、写真２**）。

以上のことから、出火したのは電子レンジであると判定したが、出火箇所は電子レンジ操作パネル内部と考えられることから、後日、管轄消防署、消防局予防部予防課調査係及びメーカーによる鑑識を実施した。

5　鑑識状況

(1)　製品概要

出火した電子レンジはＡ社製の2013年製造、定格電圧100Ｖ、定格高周波出力600Ｗである。この製品は2011年12月から製造販売されており、出火当時は約４万8,000台が市場に流通していた。

(2)　焼損概要

電子レンジを概観すると、操作パネルが外れて脱落し、ドアスイッチとモニタースイッチが焼損している。また、ドア信号スイッチが破裂したような状態で焼損しており、付近の配線被覆が焼損している（**写真３**）。

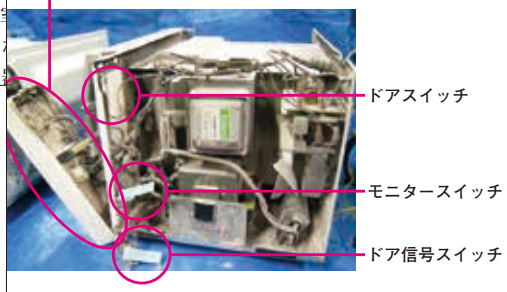

写真３　各スイッチが接続された状態での焼損状況

写真４　出火箇所と判定した部分

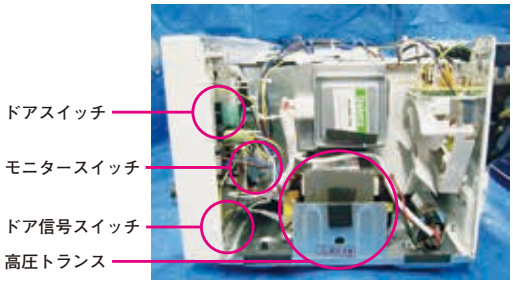

写真５　同機種の各スイッチ及び配線状況

ドア信号スイッチ、モニタースイッチ、ドアスイッチの順で焼けが強く、配線被覆も底部から焼損しており、焼けの方向性は底部から上部に向かっている。**写真４**の赤マル付近を出火箇所と判定した。

(3)　見分状況

ア　ドアスイッチについて

溶融変形しており内部スイッチ接点金属部分の片方が脱落し確認することができない。また、残存する金属スイッチの金属皮膜表面に変色や溶融は認められない（**写真６**）。

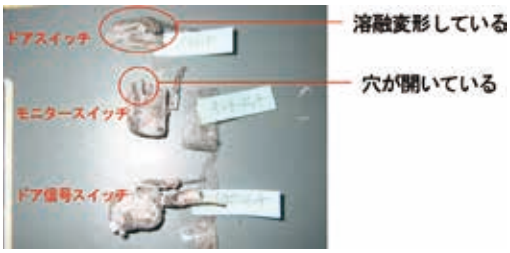

写真６　ドアスイッチ、モニタースイッチ及びドア信号スイッチを外した状況

イ　モニタースイッチについて

長方形の部品であり、穴が開いている（**写真６**）。

Ｘ線透過装置を使用して内部を見分すると、金属スイッチ部分の溶着は認められない（**写真７**）。

写真７　モニタースイッチ内部のＸ線画像

考えながら学ぶ違反処理法学〔第32回〕

－迷ったときの違反処理ナビＱ＆Ａ－

違反処理研究会

《Q242》消防本部の組織によっては、消防長が消防本部長や局長などと呼ばれている場合がありますが、消防法に基づいて措置命令を発出するようなときには、消防長と消防本部長や局長のどちらの表示を用いるのが適切なのでしょうか。

《新潟県Ｓ市消防本部　予防課　Ｙ・Ｈさん》

消防法に基づいて措置命令を発出する場合には「○○市（町、組合）消防長」という様に法律上の行政庁を直接表現する表示を行うことが適切である。

【ヒント】質問にあるように消防本部の中には、「○○市消防本部」や「○○市消防局」といった名称を用いるところがあります。そうした消防本部では消防本部や消防局の長という意味で消防本部長若しくは消防局長という呼称が用いられています。ところで、そもそもの消防本部長や消防局長の位置付けが問題となるところですが、その多くは自治体の行政機構において消防本部長や局長は部長格や課長格というところにあるようですから、内部的には部長や課長と同じように消防本部長や局長というのも一種の補職名と理解することができます。

さらに、消防本部の組織規則などでは「本部長（局長）は、消防長をもってあてる。」としたり、「……消防長は、本部長（局長）とする。」と規定されているようですから、こうした規定振りからしますと、消防本部長や局長というのは、消防長の充て職と言えるように思います。

上述のことを前提に考えてみますと、充て職は兼職の一種ですから、基本的に消防長は、法令上の種々の権限に基づいた独自の職務があるほか、消防本部又は局の長たる消防本部長若しくは局長として、消防長の職務とは別個独立した職務があるものと理解されます。この意味では、消防法に基づいて措置命令を発出する場合は、行政庁として消防長としての身分に基づいた権限によって命令が発せられることになりますから、少なくとも当該措置命令の行政庁名としては「○○市（町、組合）消防長」というように表示するのが適切だと考えられます。

《Q243》消防実務では、例えば、消防用設備等の定期点検報告書に点検結果の不備が見られると、このことをもって当該報告書を受理しないとか、あるいは、火災予防条例に基づいて提出した火気使用設備等の設置届出書に条例の規定に違反する内容が含まれていると、この届出書を受理しないという取扱いを行う消防機関があるとの話を耳にしたことがあります。この様に報告書や届出書を受理しなかったものに対して、後で当該報告違反や届出違反があるとの理由で違反処理ができるのでしょうか。

《愛媛県Ｓ市消防本部　Ｓ消防署　Ｈ・Ｏさん》

質問の点検報告違反や届出違反は別にして、実態が消防用設備等の技術基準や火災予防条例の基準に違反しているのであれば、違反処理を行うことはできるが、点検報告書や届出書に消防用設備等や火気使用設備等に関する違反の内容が含まれていることを理由に当該報告書等を受理しないという取扱いは行政手続法に照らして不適切である。

【ヒント】消防用設備等の定期点検報告書や火災予防条例に基づく火気使用設備等の届出書などに、仮に、消防用設備等の技術基準違反や火災予防条例上の基準違反の内容が含まれていたとしても、そのことで点検結果報告書や届出書を消防機関が受け取らないということはできません。先ず、行政手続法の趣旨からしますと、同法は上記のような報告書や届出書が事務所に到達したときには受け取ることを義務付けています。その上で、若し、報告書や届出書に所要の記載事項が抜けていた様なときには、補正を求めることになっています。したがって、手続的には報告書や届出書を受理しないというのは大きな間違いです。

また、実態面からしますと、消防用設備等の定期点検報告制度は、本来、点検の結果、消防用設備等に不備、欠陥等がないか否かを忠実に報告してもらうものですから、最初から不備や欠陥等が消防機関に報告されてくることは当

予防よもや話

第13回

予防業務における接遇について

纏 消之助

皆さんこんにちは！ 大分寒くなってきましたがお元気ですか？

今回のテーマは**「予防業務における接遇について」**です。

「接遇」の重要性については予防業務だけに限らず、消防業務全般に当てはまりますが、今回敢えて予防業務における接遇について取り上げさせて頂きたいと思います。

1 「接遇」とは

まず初めに、「接遇」とは一体どう言う意味なのでしょうか？ 辞書には「もてなすこと」、「応接すること」と書いてあります。「遇」と言う漢字は「もてなす」という意味があるそうです。官公庁においては、住民の各種申請書類の受付時や相談時における役所の対応の仕方を言います。

消防の場合は、予防や消火活動に支障を及ぼす行為の各種届出の受付時や相談時、査察や消防検査出向時、救急搬送時、自衛消防訓練や町会等における防災訓練時等での消防職員の建物関係者、工事施工業者、地域住民等との接し方を言うと思います。

しかし、接遇については、特に決められた基準はなく、消防学校できちんと教育されてきたのかというと、あまり記憶に残っていません。どちらかというと、ＯＪＴ（On the Job Training）で習ってきたというか身につけてきたという感じです。最近では、新入社員教育の中で、電話の応対やマナー教育などの接遇の教育を実践している会社が多くなってきました。私たちが消防に入った頃はあまりきちんと教育されていなかったのが実態でした。これからの時代はきちんと「接遇」についても教育していかなければいけないと考えます。

2 「接遇」の重要性について

それでは、何故「接遇」が重要なのでしょうか？ その回答はズバリ**「地域住民との人間関係づくり」**ではないでしょうか？ 地域住民とのより良き関係を築き上げることが出来れば、消防行政を理解してもらえ、信頼・協力して貰えるからではないでしょうか！ 消防職員にとって最も大事なことは、**地域住民に信頼され、頼りにされること**ではないでしょうか！

皆さんの上司が必ず口にしていられるだろう**「各種事故防止の徹底！」**は事故を発生させて地域住民の信頼を失うのがいかに消防全体に悪影響を与えてしまうことを恐れているからなのです。地域住民との人間関係を良いものに構築できれば、消防行政を大いに推進させることが出来るはずです。このことを消防職員の方は決して忘れないでください！

3 予防業務の接遇とは

次に予防業務の中でどんな時に接遇が関係してくるのでしょうか？

⑴ 各種申請等の受付業務時

消防用設備等の着工届出や設置届出、防火対象物使用届出、防火管理者選任や消防計画の届出等、各種届出が予防課には多く出されますので、届出者に対する接遇の仕方が関係してきます。

⑵ 各種検査出向時

査察や防火対象物使用検査等の出向時における事業所の関係者、設計者又は施工業者等に対する接遇の仕方が関係してきます。

⑶ 各種相談時

建築設計者、工事施工者又は設備業者等との事前相談時や一般住民の公聴事案等の相談時における接遇の仕方が関係してきます。

⑷ 電話及びメール応対時

電話やメールによる応対も重要です。工事関係者や設計者が来署せずに電話やメールで照会してくるケースもかなり増えてきました。ただし、顔が見えない相手には特に注意して接遇する必要があります。

4 接遇のポイント

それでは、どのように接遇していけば良いのでしょうか？ これからの話は全て筆者の経験則で語らせてもらうことをお許しください。

接遇の一番のポイントは**「相手に不快感をあてえないこと！」**ではないでしょうか！

例えば、皆さんが来訪者の立場として考えて見てください。消防署で対応してくれた人が、態度が悪く、無愛想で、言葉使いが高飛車（最近の言い方では上から目線で）でかつ乱暴な口調で、服装や身だしなみが乱れていて、さらには、こちらが聞きたいことに的確に答えてくれないとしたらどう思いますか？ 決して良い印象は持たないですよね。

従って、接遇のポイントは、この逆

〔第21回〕化学防護服

持丸　恒次
（土浦市消防本部
土浦消防署）

今回の「今さら聞けない資機材の使い方」を担当させて頂きます、茨城県土浦市消防本部土浦消防署の持丸恒次と申します。

始めに、土浦市消防本部の紹介をしたいと思います。

土浦市は、日本で二番目の広さを誇る湖である霞ヶ浦に面していて、水と緑に恵まれた街です。また、日本三大花火大会の一つ土浦全国花火競技大会が開催される、伝統と歴史ある茨城県南部の商工業都市です。

市域は、平成18年2月、新治村との合併によって、面積122.99 km²（霞ヶ浦の面積9.17 km²を含む）、東西14.4 km、南北17.8 kmとなりました。位置は、東京から60 km圏内、成田国際空港から約40 km、筑波研究学園都市にも隣接しており、地理的条件に恵まれています。

また、土浦市は、ＪＲ常磐線の土浦駅・荒川沖駅・神立駅の３駅や常磐自動車道の桜土浦ＩＣ・土浦北ＩＣが立地するなど交通幹線網が整っているほか、つくばエクスプレスの開通、首都圏中央連絡自動車道などの広域交通幹線網の整備が進んでいます。

将来を支える新しい都市基盤の整備や産業の振興により、平成26年11月現在で14万2,023人が暮らす都市となりました。

図１　土浦消防本部の管轄地域図

１　はじめに

Ｃ（化学：Chemical）災害等の消防活動の原則は、消防職員の化学物質への暴露及び汚染を防止することです。その上で、住民の安全を確保しながら物質の汚染拡大防止を図り、被災者を早期に救出救護し、被害の軽減を図ります。ヒューマンエラー及び不安全行動は、命にかかわる二次災害につながります。

消防職員の安全確保の一つとして化学防護服の着装があります。今回は私の隊に配備されている、ドレーゲル・セイフティージャパン株式会社製化学防護服「ＣＰＳ 7900」の着用について述べさせて頂きます。

２　化学防護服（CPS 7900）について

防護服の目的は気体や液体、固体状の有毒物質、放射性物質、感染体から全身を防御することです。

ＣＰＳ 7900は呼吸器内装型の、再使用可能な気密服です。接続する手袋は、目的別に３種類あり、足部には長靴が気密接続されています。また、防護服ならびに、共に使用する空気呼吸器や圧縮酸素形循環式呼吸器について、十分な知識を持ちそれらの使用方法について熟知していることが必要となります。

（１）　諸元

名　　称		ＣＰＳ 7900
形　　式		呼吸器内装形気密服 タイプ１ａ－ＥＴ（ＥＮ 943－2:2002）
服　　地		素材Ｄ－ｍｅｘ™
バ　イ　ザ		耐薬品性ＰＶＣ二層構造、 の貼り付け三層構造外装 処理済内側：曇り止め処理
手　　袋		トリコトリルとシルバー 重構造
安全長靴		ニトリルゴム
使用環境温度		－40℃～70℃短時間暴 ℃まで対応
保管温度		－30℃～60℃
サイズ	防護服	M
	安全長靴	約28 cm
重　　量		約6.6 kg

（ＣＰＳ 7900取扱参照）

（２）　化学防護服各部名称

写真１　化学防護服名称（前）

写真２　化学防護服名称（後）

写真４　グリースの塗り方

写真５　確認よし

Fire Topics

ファイヤートピックス

◆全国から寄せられる 行事・広報活動・訓練の他 消防団・婦人・少年クラブの活動を登載

秋の火災予防運動行事

北海道

大型店舗で 火災予防啓発活動

北見地区消防組合消防本部

北見地区消防組合は26年10月25日、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、市内商業施設の店頭でポケットティッシュを配りながら広報活動を行った。署員が３か月かけて作成した全国消防イメージキャラクター「消太」の活躍で、子供連れを中心として火災予防に関心を持ってもらうことができた。

福島県

火あそびは だめよ～　だめだめ！

相馬地方広域消防本部 南相馬消防署

相馬地方広域消防本部南相馬消防署は26年11月１日から２日にかけて、地元開催の秋祭りに併せ、消防ひろばを開催した。

消防ひろばでは小学生、幼児を対象とした放水体験、防災グッズやＡＥＤ（自動体外式除細動器）、住宅用火災警報器の展示を実施した。子供たちの放水体験では、南相馬原町防火管理協議会及び南相馬原町危険物安全協会から寄贈された子供用防火衣を着装し、「火あそびは だめよ～　だめだめ」の標的に向けて放水し、「火の用心」をＰＲすることができた。また、来場者は２万人を超え、防災ノベルティを配布しながら、火災予防啓発を呼びかけることで、多くの住民に対して防火・防災意識の向上を図ることができた。写真上は職員と一緒に放水体験するちびっ子。

埼玉県

火災の被害を最小限に！ 防火管理体制を検証

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部

坂戸・鶴ヶ島消防組合は26年11月10日、市内で新たに入所事業を開始した特別養護老人ホームにおいて、施設の自衛消防隊及び坂戸消防署の特別救助隊、西分署の消防隊による総合消防訓練を実施した。訓練は「夜間に２階リネン室から出火し、逃げ遅れ者がいる」との想定で、自衛消防隊による活動、また、特別救助隊によるはしご車による救出等の活動が行われ、所期の目的である初動での適切な対応能力の向上と、相互の連携強化を図った。

東京都

ふれあい区民 防災コンクールを開催

東京消防庁池袋消防署

東京消防庁池袋消防署は26年11月16日、豊島区との共催により、同区内の南長崎スポーツ公園で、第32回ふれあい区民防災コンクールを開催した。

このコンクールの種目はＤ級可搬ポンプ操法とスタンドパイプ操法。地元町会、自治会からの参加者の編成による合計15隊が、震災等による火災の想定のもと、各操法実施の確実性・安全性を競った。

日曜日の早朝の開催にも係わらず、会場には多数の見学者も訪れ、競技者の真剣に取組む姿に声援をおくった。

東京都

満員御礼!! 防火のつどいで感動の涙

東京消防庁小岩消防署

東京消防庁小岩消防署は26年11月14日、小岩アーバンプラザで、防火のつどいを開催した。第１部の表彰式では、長年に渡り火災予防業務に尽力した町会・自治会、事業所等に対して14部門、計46組に表彰状及び感謝状を贈呈した。第２部の東京消防庁音楽隊による「ふれあいコンサート」の開演時には、会場内の約400の座席が来場者で埋まり、音楽隊による「オリンピックマーチ」をはじめとのごとく、これからも自衛消防活動に取組んでいただきたい」と講評した。

岐阜県

見て、楽しむイベント 大垣消防フェスタ2014

大垣消防組合消防本部

大垣消防組合は26年11月９日、消防本部と大型商業施設「イオンモール大垣」の２会場で、大垣消防フェスタ2014を開催した。

普段は消防署に訪れる機会のない地域住民に消防業務の理解を深めてもらい、防火・防災について興味を持ってもらおうと、本部庁舎も開放して実施した。当日は、救急応急手当、濃煙迷路避難体験、ちびっ子防火衣を着用しての放水体験、屈折はしご車搭乗体験といった体験型のイベントや、岐阜県防災ヘリ若鮎Ⅰ号の訓練の見学、火の用心アニメの上映等の見て楽しむイベントなど幅広い体験を用意することで、子供からその父母まで楽しみながら知識・技術の習得をすることができた。

また、雨天にも拘わらず大勢の来場者で賑わった会場では、「楽しかったので、ぜひ来年も！」という声も職員に対して寄せられた。住宅用火災警報器の啓発、女性防火クラブによる炊き出しや消防団による消防車両の展示・説明など関

日、ＪＲ吉祥寺駅の協力のもと、アトレ吉祥寺店のはなびの広場において、消防署の取組を広く市民に知ってもらうため、「消防広報コーナー」を設け、消防業務を紹介した。

当日は、家具類の転倒・落下・移動防止対策の必要性や東京版救急受診ガイド及び「＃７１１９」（東京消防庁救急相談センター）を説明するなど、広報用ポケットティッシュを配布しながら、署員が道ゆく人々に積極的に声をかけた。コーナーに立ち寄った市民は、署員の説明に熱心に耳を傾けていた（写真下）。

島忠ホームズ大和店で 消防総合訓練

大和市消防本部（署）

大和市消防本部は26年11月11日、家具・ホームセンターの島忠ホームズ大和店の自衛消防隊と連携し、消防総合訓練を実施した。

訓練は、「営業中に２階家具売場から出火した」との想定で、消火器による初期消火、散水栓による消火活動、店内にいる買い物客の避難誘導を行った。１１９通報を受けた消防隊は、現場近くの南分署から出動し、自衛消防隊長から出火点、避難状況、逃げ遅れ者の状況について報告を受けたあと、消防隊、消防団部隊による連結送水管を使用した消火活動、はしご車による３階からの救出活動、救護所に集められた負傷者に応急手当を実施した。関戸宏孝消防署長は、「今回の訓練では、従業員の皆さんが真剣かつ迅速に活動しており、大変、頼もしく感じた。訓練は実戦のごとく、実戦は訓練

解説付

昇任試験実力養成講座

=共通(消防士長･消防司令補)、消防司令、小論文=

NO.574

◆消防昇任試験問題
令補用（共通）及
文を登載。さらに
試験を登載、読者
けをします。

－共通（消防士長・消防司令補）問題－

〔地方自治〕 問１　地方自治法に規定する普通地方公共団体の長に関する以下の文章のうち、誤っているものを選べ。

(1)　普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県知事にあつては30日、市町村長にあつては20日までに、当該普通 地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。ただし、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。

(2)　普通地方公共団体の長の任期は、８年とする。

(3)　普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

(4)　普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

〔行政手続〕 問１　行政事件訴訟法に規定する行政事件訴訟に関する以下の文章のうち、誤っているものを選べ。

(1)「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

(2)「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の取消しを求める訴訟をいう。

(3)「差止めの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しを求める訴訟をいう。

(4)「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

〔地公法〕 問１　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

(1)　任命権者は、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として、標準職務遂行能力を定めることとされた。

(2)　従来、地方公務員法において昇任試験に関する規定は一切なかったが、今回の改正により地方公務員法上に明確に規定された。

(3)　任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として、人事評価を活用するものとされ、任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならないこととされた。

(4)　営利企業等に再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを行うことが禁止された。

(5)　任命権者は、職員の等級及び職員の属する職制上の段階ごとに、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならないこととされた。

〔地公法〕 問２　条件附採用及び臨時的任用に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

(1)　条件附採用とは、実地の勤務について能力の実証を行うための制度であり、能力が実証されて初めて正式採用となる。

(2)　職員の採用は、全て条件附採用であることが原則であるが、臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合に限っては適用されない。

(3)　条件附採用の期間は、原則６か月間であるが、その間で能力が不足していると判断された場合、職員の申請により、任命権者は、その期間を１年に至るまで延長することができる。

(4)　臨時的任用の期間中に職員の能力が実証された場合であっても、正式任用に際して優先権を付与することはできない。

(5)　条件附採用期間中の職員であっても、その勤務条件について不満があるときは、人事委員会又は公平委員会に対し、勤務条件に関する措置要求をすることができる。

〔消防組織〕 問１　消防職員委員会に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

(1)　消防長は、委員長だけでなく、委員になることもできない。

(2)　意見取りまとめ者は、委員長だけでなく、委員になることもできない。

(3)　委員会に提出される意見が無い場合であっても、毎年度前半に１回は、委員会の会議を開催することとされている。

(4)　委員会の審議事項は、勤務条件に関するものだけでなく、消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関することも対象である。

(5)　委員会の議事は、出席委員の３分の２以上で決するものとされている。

〔消防組織〕 問２　緊急消防援助隊運用要綱第19条「後方支援本部の設置」に関する、後方支援本部のつかさどる事務について内容が誤っているものはどれか。

(1)　緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。

(2)　後方支援体制の確立に関すること。

出時は、繰り返し破壊等を実施することのないように、だけ余裕を持って広い範囲の箇所を破壊するなど、救先の活動を行う。

12　災害現場における報道対応に関する記述のうち、ないものはどれか

発表を行う場合は、指揮本部に近く情報整理に便なる選定する。

関係者が現場にいる場合は、捜査関係者と発表内容をることを考慮する。

テレビ等は速報性を有し、いずれも締切時間等にしていることから、取材記者の立場をよく理解して、速切、まとめ等段階的に発表するよう心掛ける。

側及び取材側ともに必要な情報を集めるには、一定の必要とする。発表にあたっては、情報収集時間を考慮らかじめ発表時刻を予告してから発表する。

発表は、現場の指揮本部長又は指揮本部長が指定した。

13　震災時における救助活動に関する記述について当なものはどれか。

が同じ程度の救助活動が、火災現場付近とその他の場時に発生した場合は、火災現場付近よりその他の場所して効率的な活動を実施する。

火災が少なく、同時に多数の救助事象が発生した場合切として救助隊でなければ救出困難な現場に主力を注要な人員と資機材を集結させて活動を行う。

ビル、地下街等で不特定多数の者を収容し、パニック等により多数の人命危険が予想される対象物に事故が発生した場合はむやみに出場することなく情報収集を最優先とし、必要な資機材と人員等を把握・確認してから活動を開始する。

(4)　救助は救命処置を必要とする者を優先し、必要により消防団員及び付近住民に協力を求めて救出を行う。

(5)　活動人員に比較し、多数の要救助者がある場合は、救出困難な者を優先し、一人でも多くの人命確保を図る。

断により臨機な行動を行う。

(3)　救助活動のために準備した資機材が、有効に活用できるように、現場直近に車両を部署し、迅速に資機材を搬入して、効率的な活動を行う。

(4)　救助活動にあたっては、現場の関係者や有識者の知識、技術を積極的に活用する。

(5)　救助活動に際しては、要救助者の容態及び事故内容を把握

－消　防　司　令　問　題－

〔消防法〕 問１　消防法に規定される救急業務について、正しいのはどれか。

(1)　救急業務の定義は、傷病者に対する応急の手当も含めて第１条に規定されている。

(2)　救急隊によって、緊急に厚生労働省令で定める医療機関へ搬送する必要がある場合に限り、救急業務の対象とされる。

(3)　災害により生じた事故の傷病者は、消防機関の搬送以外に適当な手段がない場合に限り、救急業務の対象とされる。

(4)　救急業務は、歴史的に見た場合、住民の要請による事実行為が先行し、その後に順次、法制化された経緯がある。

(5)　救急車内において行う救急救命処置は、消防法に根拠を置く。

〔人事管理〕 問１　人材育成について、正しいのはどれか。

(1)　消防学校における教育訓練は、いわゆるＯＪＴに該当する。

(2)　ＯＪＴの利点は、特別な経費がかからないことである。

(3)　ＯＪＴの問題点は、実務との結びつきに欠けやすいことである。

(4)　Ｏｆｆ－ＪＴの利点は、効果がすぐに表れ、職務にフィードバックできることである。

(5)　Ｏｆｆ－ＪＴの問題点は、日常の業務が中心となるので、視野の狭い指導になりやすいことである。

〔行政法〕 問１　行政法の効力について、正しいのはどれか。

(1)　地方公共団体の条例や規則は、これらに特別の定めがない限り、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する

予防技術検定模擬テスト

－ 解 説 付 －　NO.79

〔共通〕 **問１　次の防火対象物のうち、消防法令上、当該防火対象物の管理について権原を有する者が必ずしも防火管理者を定める必要がないものを１つ選べ。ただし、いずれの防火対象物も収容人は50人以上であり、かつ、当該防火対象物の外壁及び床又は屋根を有する部分が電気工事等の工事中のものとする。**

(1)　地階の床面積の合計が1,000㎡、地階を除く階数が11、かつ、延べ面積が１万㎡の新築の工事中の建築物

(2)　地階の床面積の合計が3,000㎡、地階を除く階数が５、かつ、延べ面積が５万㎡の新築の工事中の建築物

(3)　地階の床面積の合計が4,000㎡、地階を除く階数が７、かつ、延べ面積が３万㎡の新築の工事中の建築物

(4)　地階の床面積の合計が5,000㎡、地階を除く階数が３、かつ、延べ面積が４万㎡の新築の工事中の建築物

〔消防用設備等〕 **問１　次の開口部のうち、消防法令上、防火対象物点検及び避難器具の設置の要否に係る「避難上有効な開口部」として必要な要件を満たしているものを１つ選べ。ただし、当該開口部は、格子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないもので、かつ、開口のため常時良好な状態に維持されているものとする。**

(1)　床面から開口部の下端までの高さが20cmで、直径１ｍの円が内接することができる開口部

(2)　床面から開口部の下端までの高さが15cmで、幅が95cm、高さが1.1ｍの開口部

(3)　床面から開口部の下端までの高さが10cmで、幅が80cm、高さが1.5ｍの開口部

(4)　床面から開口部の下端までの高さが５cmで、幅が70cm、高さが1.8ｍの開口部

〔消防用設備等〕 **問２　消火器具の設置義務のある地階を除く階数が７の防火対象物又はその部分に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を、設備等技術基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した場合、当該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を当該防火対象物の区分に応じて消防法令で定める面積で除して得た数値に対して、設置すべき消火器具の能力単位の数値の合計は最大でどこまで減少した数値とすることが可能か答えよ。ただし、屋内消火栓設備等の対象物に対する適応性は当該消火器具の適応性と同一であり、消火器具を設置すべき範囲は全て当該消火設備の有効範囲内にあるものとする。**

(1)　最大で２分の１までを減少した数値とすることができる。

(2)　最大で３分の１までを減少した数値とすることができる。

(3)　最大で４分の１までを減少した数値とすることができる。

(4)　最大で５分の１までを減少した数値とすることができる。

〔防火査察〕 **問１　立入検査に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。**

(1)　立入検査については、罰則によってその実効性が担保されているので、相手方が抵抗した場合は、業務の効率化を図るため、その抵抗を排除して立入検査を行うべきである。

(2)　検査の実効性を高めるためや、危険箇所への立入りの際、安全確保等の観点から必要に応じ検査場所の状況に精通した者の立会いを求めるべきである。

(3)　立入検査に際し、相手方から暴行等を受けた場合は、速やかに上司に連絡をとるとともに、警察に通報するなど適切な措置を講じ、証拠の保全を図る必要がある。

(4)　消防職員は、立入検査において知り得た関係者の秘密は、正当な理由なくして漏らしてはならないが、職務上必要な事項として、上司に立入検査結果を報告する場合等は、正当な理由があると考えられる。

〔防火査察〕 **問２　違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。**

(1)　命令違反を前提とする罰則規定に係る違反については、原則として違反処理基準に基づいて警告・命令を発動し、規定違反に対する直接の罰則規定に係る違反については、罰則の適用を促すための告発等を実施する必要がある。

(2)　違反を示すための写真は、違反状態が客観的に明らかになるように撮影し、１つの違反場所について違反の状態が具体的に判別できる写真と全体の中で当該違反場所の位置が判別できる写真とを撮影し、周囲と全体との関係は明らかにする必要がある。

(3)　警告・命令の履行期限は、個々の違反事項について社会通念上是正可能と認められる客観的所要日数と火災予防上の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。

(4)　命令を発動した場合の教示をしなかったり、実際より長期の出訴期間を教示するなど誤った教示をした場合は、当然に命令が取り消されたり、あるいは無効になる場合がある。

〔危険物〕 **問１　屋内貯蔵所における類を異にする危険物の同時貯蔵禁止の例外とされているものとして、誤っているものはどれか。**

(1)　第２類の危険物と第６類の危険物を貯蔵する場合

(2)　第４類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものと第５類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものを貯蔵する場合

(3)　第１類の危険物と第６類の危険物を貯蔵する場合

(4)　第３類の危険物とその保護液の用に供するための第４類の危険物を収納した容器を貯蔵する場合

〔危険物〕 **問２　次の①～④のうち、消防法令に適合しているものはいくつあるか。**

題は、消防士長・司
及び消防司令、小論
に予防技術検定模擬
者皆様の学習の手助

昇任試験実力養成講座・

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問１　答　(2)

解説　(1)　地方自治法第145条参照。
(2)　地方自治法第140条第１項参照。
(3)　地方自治法第141条第１項参照。
(4)　地方自治法第141条第２項参照。

〔行政手続〕

問１　答　(3)

解説　(1)　行政訴訟法第３条第１項参照。
(2)　行政訴訟法第３条第２項参照。
(3)　行政訴訟法第３条第３項及び同条第
(4)　行政訴訟法第３条第４項参照。

〔地公法〕

問１　答　(2)

解説　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成26年５月14日に公布され、公布日から２年以内に施行することとされている。

(1)　正しい。改正後地公法第15条の２参照。

(2)　誤り。現行の地公法においても昇任試験に関する規定がある。現行地公法第19条等参照。

(3)　正しい。従来の勤務成績の評定に替わり、人事評価に関する規定が設けられた。改正後地公法第６条、第23条から第23条の４参照。

(4)　正しい。退職管理の適正の確保に関する規定が設けられ、設問のほかにも、再就職情報の届け出や、不正な行為をするよう働きかけた元職員への罰則等が設けられた。

(5)　正しい。なお、地方公共団体の長は、報告を取りまとめ、公表しなければならないこととされている。改正後地公法第58条の３参照。

問２　答　(3)

解説　(1)、(2)　正しい。地公法第22条第１項参照。

(3)　正しい。委員会の会議は、毎年度前半に一度開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとされている。基準第７条第１項参照。

(4)　正しい。このほかにも、福利厚生に関することや被服及び装備品に関することも審議事項として法定されている。消防組織法第17条第１項参照。

(5)　誤り。委員会の会議は、委員の総定数の３分の２以上の者の出席で開催され、その議事は、出席委員の過半数で決する。なお、可否同数の場合は、委員長の決するところによるものとされている。

問２　答　(4)

解説　緊急消防援助隊運用要綱第13条参照。指揮本部のつかさどる事務である。

問３　答　(2)

解説　(1)　消防組織法第17条第１項第１号参照。
(2)　消防組織法第29条第２号参照。
(3)　消防組織法第17条第１項第２号参照。
(4)　消防組織法第17条第１項第３号参照。

雑誌『近代消防』購読・見本誌申込書

◆「近代消防」

□ 平成　　年　　月号より（前金年間・半年）購読します。

□ 購読を検討しますので、見本誌を送付ください。

※ご希望いずれかに☑印をお願いします。

■お申込書

お名前（フリガナ）	
送本先 ご住所	〒　　－ 電話（　　）　　－　　FAX（　　）　　－
勤務先（ご送本先がご自宅の場合は勤務先をご記入ください。）	

■お申込書

お名前（フリガナ）	
送本先 ご住所	〒　　－ 電話（　　）　　－　　FAX（　　）　　－
勤務先（ご送本先がご自宅の場合は勤務先をご記入ください。）	

「近代消防」　月号より
お申込いただきました。

書店確認印

▶新規購読者・タメシヨミいただける方に見本誌プレゼント！◀

1 「近代消防」を新規にご購読いただいた方には、ご希望のバックナンバーを２冊ご贈呈します。

2 本誌を試しに読んでみたい方には、見本誌（バックナンバー）を１冊ご送付（贈呈）します。

■申込書に必要事項をご記入の上、ＦＡＸにてお送りください。

（書店よりご購読いただく場合は、書店様よりご購読の確認印をいただきお送りください。）

●申込先　FAX（03）3593−1420

■定期ご購読のお願い■

- お近くの書店からご購読いただけます。
- 各消防本部・署でお取りまとめ、ご購読の場合はご所属のご担当者様にお申込みください。
- 直接弊社にお申込みの場合は、お得な年間予約でのご購読とさせていただきます。
- 必要な月の号数だけでも、ご購読いただけます。

（各号の内容は弊社ホームページでご確認ください。）

◆前金ご購読料

○年間 11,930 円（13,130 円のところ 1,200 円お得！）
○半年 5,700 円（6,300 円のところ 600 円お得！）
○半年 6,230 円（新年号を含む 6,830 円のところ 600 円お得！）

◆後金ご購読料（ご所属でとりまとめいただいた場合）

○１部～４部まで　定価どおり（送料実費）
○５部～10部まで　70 円引き（送料サービス）
○11部以上　120 円引き（送料サービス）

株式会社 近 代 消 防 社

弊社の新刊情報、出版図書の情報等はホームページでご覧いただけます。
また、ホームページからもご注文いただけます。
URL　http://www.ff-inc.co.jp

〒105−0001　東京都港区虎ノ門２丁目９番 16 号（日本消防会館内）
TEL（03）3593−1401㈹　FAX（03）3593−1420